平成２３年（フ）第１６４０８号
東京都板橋区赤塚２丁目29―16
債務者　矢代　隆子（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４１９号
東京都江戸川区平井３―22―６―102、住民票上の住所千葉県市川市南八幡２丁目15―17―205
債務者　鈴木　豊美（旧姓神尾）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２０号
東京都世田谷区大原１丁目33―７―101
債務者　浅賀奈津美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２７号
東京都中野区本町５丁目42―４―402
債務者　田所　　透
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２８号
東京都武蔵野市緑町３丁目４―16―105
債務者　千葉　俊博
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２９号
東京都武蔵野市緑町３丁目４―16―105
債務者　千葉みぎわ
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４３１号
東京都大田区本羽田１丁目20―３
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４３６号
東京都青梅市今井２丁目319―３―Ｃ―２
債務者　沼山千津子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４３８号
東京都文京区音羽１丁目20―５―1003
債務者　山口　雅士
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４０号
東京都中野区上高田１丁目31―22―201
債務者　京極　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４３号
東京都東久留米市金山町１丁目21―４
債務者　河西　和昭
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４４号
東京都東久留米市金山町１丁目21―４
債務者　河西　照美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４５号
東京都江戸川区東葛西１丁目33―10―102
債務者　堀　　幸一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４７号
埼玉県東松山市大字古凍1108―２
債務者　佐藤　和子（旧姓飯窪）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４８号
千葉県浦安市富士見３丁目４―15―105
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４９号
千葉県浦安市富士見３丁目４―15―105
債務者　佐藤美智代
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部